

〔論文〕

# ローマ帝国における「皇帝礼拝」と「皇帝崇拜」

—— 皇帝の神格化をめぐって ——

湊 晶子

- I. 初代ローマ皇帝アウグストゥスの「皇帝」理念
- II. 小アジア・東方属州における皇帝崇拜
  1. ヘレニズム的君主崇拜の影響
  2. 小アジア・東方属州の皇帝崇拜の特徴
- III. ローマ的思想圏における皇帝礼拝と皇帝崇拜
  1. アウグストゥス帝以降の皇帝礼拝理念
  2. アウグストゥス的皇帝理念の消滅
  3. ローマ思想圏における皇帝崇拜とローマ本来の宗教意識
- IV. 「皇帝礼拝」と「皇帝崇拜」の用語の整理
  1. 皇帝礼拝と皇帝崇拜の違い
  2. 皇帝礼拝と皇帝崇拜の違いとその今日的意味

一般に紀元前27年1月16日オクタヴィアヌスが、元老院会議において、インペラトウル・カイザル・アウグストゥス (Imperator・Caesar・Augustus) の称号を与えられ、初代皇帝に任命された時点で、皇帝礼拝が政治的法規定として確立されていて、その拒否が即キリスト者の迫害につながったと理解されがちである。しかし、ローマにおける皇帝礼拝確立の過程および内容はそれほど簡単ではない。

にもかかわらず、今日までの迫害史の多くは、殆ど「ローマ帝国とキリスト教」か「ローマ帝国とキリスト者」のように、帝政ローマの皇帝礼拝に対する

キリスト者の闘いと言う視点から論じられてきた。果たして迫害の直接的な原因が、皇帝の神格化と礼拝の強要にあったかどうか。皇帝の神格化のほかに、東方属州においても、ローマ思想圏においても、皇帝の崇拜意識が背後に強力にあったことを見逃すことは出来ない。とくに日本では昨年の大嘗祭に際して天皇制に関する議論が行われたが、ローマ帝国が抱えていた「皇帝礼拝」と「皇帝崇拜」に通ずる問題があると思う。

一般に、皇帝礼拝 (Emperor Worship) と皇帝崇拜 (Emperor Cult) とは同義語的に用いられて来た。筆者は、この両者は分けて考えるべきではないかと思うのである。実は、帝政ローマの中で、現人神として自らを拝ませた皇帝すなわち皇帝礼拝を強要した皇帝は、ごく僅かであったのである。にもかかわらず、そのような皇帝のもとでも、すでに迫害が記録されている。皇帝礼拝が公式的に確立されていなかったにもかかわらず、皇帝崇拜が急速に浸透していった実態は、憲法において象徴天皇を明記しながら、心のどこかに天皇崇拜を是認している日本の現状に多くの教訓を示していると思うのである。

今回ハーバード大学に客員研究員として招かれ、ヘルムート・ケスター氏のもとで、四世紀以降のローマ帝国における皇帝崇拜の実態について研究する機会が与えられた。「ミラノ勅令以降の皇帝崇拜の実態」について、次の機会に纏めるにあたって、今回は、一世紀から三世紀までのローマ帝国における皇帝の神格化をめぐる、「皇帝礼拝と崇拜」の概念的差異とその今日的意味について論じ、その序論としたい。

## 1. 初代ローマ皇帝アウグストウスの「皇帝」理念

元来ローマ人は保守的であって、古来のものをまずそのまま受け継いで保有し、現実の必要が出てくれば改革を考える傾向をもっていた。保守的であると同時に、きわめて实际的でもあるローマ人は祖先の慣習に執着して現実の圧力に反抗したりすることなく、伝統を尊重しつつ実際の変化に適応して進む傾向をもっていた。このような保守的かつ实际的なローマ人の特質から考えても、共和制ローマから帝政ローマに移行し、初代皇帝アウグスト帝が就任した時、一挙に伝統的な共和制が廃止され、それとまったく異質な専制君主制が革命的にとって変わったとは考え難い。

初代皇帝アウグストウス帝が、国家によって正式に神格化された皇帝として

就任したのでもないし、ローマ皇帝礼拝という制度がその時点で確立されたのでもないことは今日資料的に確認されて来ている。彼が紀元前27年に初代皇帝に就任した時、彼自身は決して君主的理念をローマに持ち込んだのではないことは、1) 元老院会議においてオクタヴィアヌスが与えられたインペラトウル・カイザル・アウグストウスという称号の分析からも、2) 紀元前28年元老院議員筆頭者プリンケプス (Princeps) に選ばれたことから、3) アウグストウス自身の業績録に収められている記事からも結論づけて良い。

1) インペラトウル (Imperator) の称号は「命令する人」を意味し、国法上の用語としては命令権を与えられた最高指揮官に固定し、さらに転じて勝利を得て帰国した将軍に、軍隊または元老院、または国民が献ずる名誉称号に拡大されたものであって、君主権を表すものではない。カイザル (Caesar) という語は、ジュリアス・シーザーの養子オクタヴィアヌスに与えられた呼び名で、ユリウス氏に属する「カイザル家のもの」という意味の言葉であり、「君主権をそなえた皇帝」という意味ではない<sup>(1)</sup>。最後のアウグストウス (Augustus) という語は、個人名ではなく、この時始めて造られた語である。J. R. フィアースは、「神のはたらきによって神秘性を備えて命令された」とする<sup>(2)</sup>。この語は超人間的性格を表すのにつくられた言葉であって、彼を神として表すための言葉ではなかった<sup>(3)</sup>。

2) 元老院議員筆頭者プリンケプスに選ばれた事実は、君主権を備えた皇帝が選出されたことを意味しない。当時の資料から「余がプリンケプスであったとき……」というアウグストウスの言葉や、またアウグストウスが自分以外の有力者をもプリンケプスと呼んでいたこと<sup>(4)</sup>などから、アウグストウス時代のプリンケプスの用法が共和制末期と同じであり、特別に新しい意味を添付したものであるのではない。

3) アウグストウスの業績録の中に、彼自身が君主としての権威をもつことをむしろ避けようとしている記事を見出す。「マルクス・マルケルスとルキウス・アルンティウスが執政官の年 (前22年)、国民からも元老院からも、私がローマにいなかった時もいた時も、独裁官を提供されたが、私は受け取らなかった。(中略) 前19年、前18年、前11年、元老院とローマ国民は一致して、私を単独の、最高の権限を持つ、法律と道徳の監督に選んだ。しかし、祖先の慣例に反して提供された政務官は、一切受理しなかった」と<sup>(5)</sup>。また、「共和制

時代における元老院制を包括した帝政を樹立した」とも彼は記録した<sup>60</sup>。

従って、アウグストゥス帝（キリスト降誕時の皇帝 BC14—AD14）といった場合、この「皇帝」という語に専制君主制、現人神の要素を含めて考えることは誤りであると思う。一般に、専制君主制の理念を盛り込んで用いている「皇帝」という語が、もともとローマのものではないにもかかわらず、「皇帝」を意味する英語の Emperor、ドイツ語の Kaiser が、Imperator Caesar を語源としている関係上、逆にこの言葉にも専制君主制を意味する「皇帝」という訳を与えてしまっているところに、誤解を生ずる原因がある。

アウグストゥスが初代ローマ皇帝に就任した時、アウグストゥス帝の皇帝制を樹立したと結論して良いと思う。このアウグストゥス帝の皇帝制は、プリンチパーツと言われ、共和制時代の元老院を取り込んだ君主制と説明する。すなわち、一個人に権力が集中しないローマ的統治概念を、初代皇帝は継承したのである<sup>61</sup>。

## II. 小アジア・東方属州における皇帝崇拜

古く旧約時代の世界においては、神のほかにはだれをも礼拝してはならない（出エジプト記20:2、申命記5:7）と明記されているように、皇帝または国王を神として崇め礼拝する宗教行為は決して見ることが出来なかったし、これは新約時代においても同様であった（マルコ12:29）。そこで、ローマ皇帝礼拝の起源はイスラエル以外の異邦の世界に求められなければならない。

弓削達氏は皇帝礼拝の起源について、E. Bickerman, A. Wlosok のような皇帝礼拝に関する代表的な学者の意見を総合して、「『ローマ皇帝礼拝』という制度は存在したことはない、存在したものは実にさまざまな皇帝に対する榮譽の表明の仕方であり、その仕方としての祭祀の諸形式だ、ということが最近では言われるようになり、ローマ皇帝礼拝とは『近代が作り出したものだ』、とも言われて、おおむねそれは正しいと考えられるに至っている。つまり皇帝礼拝といっても地方が異なり、時代が異なるに応じて実に多様な形態をとったのであって、単一の普遍的制度がいつかから始まったというものではない」と論述された<sup>62</sup>。

一世紀のローマ帝国下に生き、宣教活動に従事したイエス・キリスト、パウロ、ペテロ、ヨハネの時代背景を、「皇帝礼拝の強要に対抗したキリスト者」

として描きがちであるが、厳密な史的分析からは間違いである。なぜなら、紀元250年までで、生前に自らを神格化して、皇帝礼拝させた皇帝は数名しかないからである。

一世紀以来次々に拡大されるローマの版図の中に、次第に皇帝礼拝、皇帝崇拜が発展していった背景として、次のような三つの段階が想定されると思う。すなわち、東方的君主礼拝と、ヘレニズム的英雄崇拜とローマ本来の宗教意識などが、段階的に結合して、ローマ皇帝礼拝、皇帝崇拜理念を作り上げたと言えよう。そうして、東方属州においては、ヘレニズム的君主崇拜との関連が、ローマ思想圏においては、ローマ本来の宗教意識との関連が見られる。

### 1. ヘレニズム的君主崇拜の影響

古くからエジプト、バビロニアをはじめオリエント世界のいたる所で見られた君主礼拝の風習、すなわち国王の前で臣下は神に対する<sup>はいき</sup>拝跪の礼をしなければならなかったが、そのような風習がヘレニズム世界に伝えられ、ヘレニズム世界に存続していた英雄崇拜 (Hero Cult) と結合したと思われる。

ギリシアには古くから哲学者や政治家を死後に限って英雄化し崇拜する風習があったが、後に国家的功労者を生前に神格化する風習に拡大解釈され、アレキサンドロス大王とその後継者の間で、国王を神の後裔として考え、崇めるようになっていた。このような風潮があったからこそプトレマイオス二世は、エジプト人の間でも、ギリシア人の間でも神として君臨することが可能であったとH. ケスター氏は指摘される<sup>9)</sup>。

シリアのセレウコス王朝の王の中では、アンティオコス二世 (Antiochus II) はテオス (Theos, 神) と呼ばれ、IV世はエピファネス (Epiphanes, 神の顕現) ととなえられた。このように、アウグストゥス帝出現以前に、地中海世界には君主または英雄を崇拜する習慣があったのである。

### 2. 小アジアおよび東方属州の皇帝崇拜の特徴

パウロの第一回および第三回伝道旅行の中心となり、今のトルコに当たる小アジアは、ローマの時代にはギリシア人都市の世界で、その思想および宗教的伝統はギリシア的であった。したがって、ヘレニズム英雄崇拜や生きた人間の神化はアレキサンドロスに遡って一般的であった。

前述したごとく初代皇帝アウグストゥスは、ヘレニズム的君主礼拝の導入には慎重であったにもかかわらず、ここヘレニズム的君主礼拝の強い東方属州に

においては、早くから初代皇帝アウグストゥスに対する崇拜の意識が定着していたことは見逃すことはできない。東方属州民は早くからローマ女神とアウグストゥス自身に対する神殿をベルガモンとニコメディアに奉獻している<sup>(10)</sup>。

またアジア州議会はアウグストゥスの誕生日（9月23日）を新年の開始と決議して、プリエネ碑文に、「天の摂理がアウグストゥスをもたらし、彼をわれわれと、われわれ子孫のために、救い主としてつかわし、戦争をやめさせ万物に秩序を与えた。なぜなら彼はかれ以前の善行者に優るのみならず、彼世の何人も彼より卓越する見込みをもちえないからである。この神の誕生日は、彼がもたらした福音の世界に始まる日である」と刻銘した<sup>(11)</sup>。後に歴年の調整にあたって、アウグストゥスは八月を自分の添名に因み「アウグストゥスの月」と命名し、「私の生まれた九月よりも、むしろ八月をとったのは、最初の執政官に就いたのがたまたまこの月で、そして特別輝かしい勝利を収めたのもこの月であるから」と弁明したとスエトニウスは記録している<sup>(12)</sup>。

また、ヘロデ王は、前27年にオクタヴィアヌスがアウグストゥス（セバストス）の尊称をうけたときに、サマリアの町をセバステと改名し、その町の多くの豪華な建物の間にアウグストゥスの神殿を建てたとされている。22年にヘロデは、地中海に新しい港町を建てる事業を始め、この町を皇帝アウグストゥスに敬意を表してカイザリアと名付けた。さらにヘロデは皇帝の東方旅行とパルチア人に対する外交上の勝利を記念して20年の晩秋にゲネサレ湖の北にアウグストゥス礼拝堂を建てたと記録に残されている<sup>(13)</sup>。

以上いくつかの例から見られるように、東方属州諸州においては、比較的早くからヘレニズム的君主礼拝が見られた。J. R. フィアースは、東方属州の地方自治体の中に見られた崇拜意識を「Municipal Cult」として説明した<sup>(14)</sup>。ここで注意したいことは、ローマ帝国政府とは係わりなく、皇帝崇拜的理念がヘレニズム的君主崇拜の影響のもとで一般化していたこと、しかもそれが国家権力による強要からではなく民衆の間の崇拜意識によったこと、また、忠実な祭儀の施行によって崇拜行為が表されていたことなどである。

### Ⅲ. ローマ的思想圏における皇帝礼拝と皇帝崇拜

先にアウグストゥス帝の皇帝理念のところで指摘したように、原則として彼は自分は神ではなく人間であると宣言したし、この理念は彼以後の皇帝理念の

なかにも継承されていった。

### 1. アウグストゥス帝以降の皇帝礼拝理念

ティベリウス帝（イエスの十字架刑の時の皇帝 AD14～37）のラコニア都市ギュイオンに宛てた紀元15年の手紙<sup>(16)</sup>、クラウディウス帝（パウロの伝道旅行の時の皇帝 AD41～54）のアレクサンドリア人への41年の手紙<sup>(17)</sup>は、いずれも皇帝自ら神格化への懸念を退けたものである。すなわち、これらの手紙は、あて先である都市が申し出た神化、神的榮譽に答え、それぞれの好意に対してそれを高く評価しつつも、申し出た榮譽決議を一つ一つ検討し、そのあるものの或いは全部が自分にふさわしくない、として強く辞退する内容をもっている<sup>(18)</sup>。

ローマ的思想圏において皇帝が現人神として神格化された例は少なく、殆ど死後においてであったことは特筆すべきである。次々に発掘される碑文に<sup>(19)</sup>、「神」という言葉が明記されていることに注目したい。

- ・前24年の碑文 アウグストゥスの称号「神の神」
- ・ベルガマムからの碑文 「神アウグストゥスへの讃歌」
- ・50年と54年のネロへの奉獻碑文 「良き神」「最も偉大な神の御子」

ローマ皇帝の神格化については、AD250年までは、生前神格化を主張した皇帝が、必ずしも死後神格化されたわけではないし、また生前も死後も神格化されなかった皇帝もあるといったように、事情は複雑である。ローマ皇帝神格化に関する「死者裁判」について、弓削 達氏はつぎのように貴重な資料を紹介された。

「アウグストゥス以後、歴代の皇帝は、その死後、原則としてコンセクラーティオーの元老院議決を受けて『ディーウス』となり国家神に受け容れられた。しかし、議決にさいして、生前の政治、功績が判断され、とくに元老院との関係が友好的であったか否かが判断の材料となった。議決の提案は多くの場合、帝位を継いだ次の皇帝であった。元老院の目から見て善帝でなかったと判断されると、コンセクラーティオーの議決は行われず、反対に、『記憶の抹消（ダムナーティオー メモリアイ [damnatio memoriae]）』が決議され、生前の行為が否定され、彼の名前そのものが公式記録（碑文のたぐいに至るまで）から抹消され、削りつぶされた。したがってこの議決のあれかこれかは、元老院による死せる皇帝の裁判とも言えた。」<sup>(20)</sup>

ローマ的思想圏では確かにヘレニズム的君主礼拝は無条件に受け入れられなかったのである。アウグストゥスの功績を讃えてローマに神殿が建造され、Divus（神）として祀られたのも彼の死後であった。古く共和制時代から行われた勝利の祝祭行列にあたって、勝利の女神ヴィクトリアとともにカイザルの像が出現した際に、全く拍手喝采が群衆の間に起こらなかったという事実からも明らかである。東方属州におけるような皇帝の神格化に、ローマ市民が潜在的に抵抗していた傾向が見られる。

一世紀のローマにおいてカリグラ帝（AD37～41）、ドミティアヌス帝（AD81～96）を除いては、皇帝が現人神として取り扱われたことはなかった。治世中に自らを神と呼ばせたカリグラ帝は、死後にこの称号を元老院の議決によって剥奪されている。暴君ネロですら、彼自身を現人神として礼拝を強要したという記録は残っていない。ヘレニズムの影響を強く受けた上流階級の哲学者セネカは、現人神ネロ皇帝存立に努力したが成らず、後継者ウェスパシアヌス帝によって、伝統的なアウグストゥスの神格化（死後における）に引き戻された。しかも、ダムナーティオー・メモリアイが議決され、死後の神格化も否定されている。従って、前述のダイスマンの資料にある、「良き神」というネロに対する奉獻碑文から、「神」という文字は抹殺されたのであろう。

このようなアウグストゥスの皇帝理念は、マルクス・アウレリウス帝（AD138～161）まで、一つの例外を除いて保たれたと考えて良い。その例外はドミティアヌス帝（ヨハネ黙示録の時代）である。彼は、自らを古代ローマの主神ユピテルの御子であると考えさせ、皇帝礼拝を確立し、帝国一人残らずローマ皇帝礼拝式に参列すべき義務を課した。83年ドミティアヌス帝の王子の死の記念して出された金貨においてその絶頂に達した。「この世を去った王子は天に座っており、『神聖なるカイザル・ドミティアヌスの子』と刻んである」と。また、ローマ帝国の命令がローマ各州に布告される時は必ず公式の前文から始められたが、85年の記録には「神聖きわまる皇帝が命令される」という一文が付せられている<sup>(20)</sup>。しかし、この時、彼は元老院からも、多くのキリスト者からも反撃された。

新約聖書時代の皇帝で、コンセクラーティオーの議決によって、死後神格化してもらえなかった皇帝は、ティベリウス、カリグラ、ネロ、とドミティアヌスであった。



一世紀のローマ帝国下に生き、伝道活動をしたイエス・キリスト、パウロ、ペテロ、ヨハネの時代の皇帝神格化の状況を調べてみると、キリスト者迫害の原因を皇帝礼拝の拒否だけに求めることには無理がある。ローマ本来の宗教意識との関連を分析する必要を覚えるが、迫害の原因論については、今回のテーマから外れるので、「古代ローマ本来の宗教意識と初代教会が受けた迫害との相関」など、いくつかの論文で補って頂きたい<sup>(21)</sup>。

## 2. アウグストウスの皇帝理念の消滅

アウグストウスの皇帝制、すなわちプリンチパツスの理念は、マルクスアウレリウス帝後、丁度ローマ史一千年を迎えたローマが衰退の一途を辿り始めたころから、変質せざるを得なくなった。元老院を取り込んで運営されていたプリンチパツスの制度は、次第に元老院的要素を排除して、専制帝政に移行することとなったのである。一個人に権力が集中しないことを望んだローマ的分子は、ここに至って消滅し、政府が法的に皇帝礼拝を強要する時代が到来したのである。

250年以降、事情は一変し、専制帝政が減びゆくローマ帝国の統一と再建の手段として考えられ、帝国の住人一人残らず皇帝礼拝への参加が義務づけられるようになった。デキウス帝 (AD 249-251) は、250年に勅令を出して、少なくとも年に一回、ローマの祭壇で神々と、皇帝の神性とに、犠牲を捧げることを要求した。犠牲を捧げた者には「リベラス」という証明書が交付された<sup>(22)</sup>。現人神として君臨する皇帝への礼拝が強要されたのである。ディオクレティアヌス帝の下で、この専制帝政は強化され、多くの殉教者を出した。この政策は、4世紀に入って、コンスタンチヌス帝のミラノ勅令 (AD 313 The Edict of Milan) によって信教の自由がもたらされるまで続いた。そうして4世紀のテオドシウス帝の時代には、キリスト教はローマ帝国の国教とされるにいたったのである。

ここで興味深いことは、キリスト教の公認時代に皇帝崇拜 (Emperor Cult) が、なおも形をかえて存続し続けたことである。歴史上はじめて信教の自由を定めたといわれるミラノ勅令とはどのような内容のものだったのか。キリスト教公認時代においても、「新しい皇帝崇拜」<sup>(23)</sup>として存続しつづけた崇拜概念とは、どのような性格だったのか。これらの研究は、とくに日本の現況においては必須であると思う。政教分離の必要性との関連をも含めて、この点について

の資料をまとめる作業は、筆者の次の課題である。

### 3. ローマ思想圏における皇帝崇拜とローマ本来の崇拜意識

ヘレニズム的色彩の強い東方属州とは異なり、ローマ思想圏では、人間の神化思想は、生前の神化、死後の神化を問わず、元来は無縁であったのである。ローマ人は人間生活や自然生活を掌握する多くの神々の存在を信じながら、それらの神々をギリシア人のように、人間的姿態をもった像として表さなかった。ローマが建国以来170年間も神話を知らなかったことから伺い知ることができる。

ローマ古来の神々は、はっきりした個性をもたない非人格的な諸力であり、神々はそれぞれのヌーメン (Numen) すなわち思想と力によって自らを顕したと考えられ、その神々が国家に対してどのように「はたらく」かが重大事項であった。とくにここで注目したいのは、「神々のはたらき」が地上の王、支配者を通して (下線筆者)<sup>(24)</sup>もたらされるという意識構造である。ローマ史一千年を迎えた180年ごろ、すなわちアウグストウスの皇帝理念が専制君主制の理念に移行していく時期は、ローマが危機に瀕した時であった。このローマの衰退の原因を、ローマに古くから伝わる神々の怒り、「神のはたらき」として捉え、キリスト教絶滅に勢力的に手を伸ばしたとされる。

実戦的、行動的、組織的なローマ人にとって、第一の関心事は、個人的レベルの信仰ではなく、むしろ一国家の幸福と安寧をいかに国家として保持するかであった。ローマにとっては、個人宗教であるよりは、国家宗教であったといえよう。R・ベタツォニの、「ローマ宗教は個人的救いを第一義的な問題としているのではなく、あくまでも一国家の幸福と安寧を目的とした国家宗教である」<sup>(25)</sup>という、また、グーターマンの「ローマ宗教は、個人の信仰に関する事柄であるよりは、国家的祭儀である」<sup>(26)</sup>との見解に同意する。

ローマ人にとっては神々が国家に対していかに働くかが問題となるのであるから、神の怒りを国家として免れるような祭儀を行うことがかれらの関心事となった。結局のところ、ローマ人のいう宗教とは、神々の加護を信頼して神々にふさわしい祭儀、すなわち犠牲をささげることにほかならなかった<sup>(27)</sup>。このような実態を総合してみる時、ローマにおける迫害の原因は、「政治的であるよりは、宗教的であった」<sup>(28)</sup>とするM. ソルデイ氏の見解に同意する。

また、ローマ帝国の版図がひろがり世界的傾向が進むとともに、その地方地

方の神々をローマ宗教の中に包摂、吸収していったのも特質である。しかし、ここで注目しなければならないことは、外来宗教の包摂、吸収といった場合、ローマ宗教の改革を意味するものではなく、ローマ宗教の伝統と父祖の慣習を尊重して古代末期までそれを一貫し続けた点である。

アウグストウスの皇帝理念を貫いて、ヘレニズム的君主礼拝に対して、比較的冷静であったローマも、帝国統一という歴史的必然の中で、国家の幸福と安寧を保持するために、東方的専制君主制を樹立し、ディオクレティアヌス勅令を發布して、皇帝礼拝を公式に強要するドミナーツス体制を敷くに至った。

#### IV. 「皇帝礼拝」と「皇帝崇拜」の用語の整理

キリスト教がヘレニズム、ローマの両領域に伝播されるに従って、キリスト者は皇帝礼拝、皇帝崇拜の諸問題と直面せざるを得なかった。キリスト者がユダヤ教から受け継いだ最も重要な律法は、偶像礼拝の禁止であり、皇帝の像を拝むことはこの律法を犯すことになる。そして皇帝礼拝は人間を神として拝むことであるから、許されるべきではない。ドミティアヌス帝や250年以降の専制帝政の皇帝の治下では、皇帝礼拝への不参加が教会の死活問題となり、多くの殉教者を出したことは一般に知られるところであり、理解できる。

しかし問題なのは、例えドミティアヌス帝のような強力な皇帝礼拝強要者があったとしても、ケスター氏が結論しているように「最初の二世紀間に皇帝礼拝が帝国の古い宗教に代わる新しい宗教として発達したとは考えられない」<sup>(28)</sup>状況の中で、何故なおも強力に、東方属州においては現人神的崇拜が、ローマ思想圏では国家宗教、祭儀宗教としての皇帝崇拜意識が発達し続けたかということである。

##### 1. 皇帝礼拝と皇帝崇拜の違い

皇帝礼拝は、皇帝自らを神格化し、国家として公式に国民全体に犠牲を捧げさせ、皇帝礼拝式に参加すべく、ローマ帝国が強要した状況において用い、皇帝崇拜は、アウグストウスの皇帝理念が存続しているにもかかわらず、ヘレニズム的君主礼拝と結びついて現人神的崇拜を発展させた東方属州の民衆信仰、ローマ本来の宗教意識と結合して祭儀宗教化していった民衆の信仰形態に用いることができると思う。このように整理して見ると、ローマ帝国の中で、皇帝礼拝 (Emperor Worship) の表現を用いられる皇帝は、前述の如くわずかしか

存在しない。

このように整理することによって、ローマ史家タキトゥスの「かくれた罪と人間憎悪の罪によって罰せられた」というネロ皇帝時代の迫害の原因などを明確に理解することができるのではなかろうか。

Emperor Worship (皇帝礼拝) と Emperor Cult (皇帝崇拜) は、日本のような宗教事情の下では、英語圏以上に整理して用いた方が良いのではないかと長年考えて来た。ケスター氏がディスカッションにおいても、最近の著作においても両者を分けて考える試みをしておられ、多くの示唆を与えられた。

## 2. 皇帝礼拝と皇帝崇拜の違いとその今日的意味

1) キリスト者が紀元313年のミラノ勅令によって、国家から正当な宗教と承認されたことは、信教の自由を勝ち取った勝利のように評価されがちであるが、果たして今日までの歴史において勝利であったかどうか。

380年のキリスト教の国教化以来、「教会と国家」の連携が西欧の歴史の重要な軸となった。中世における教皇権絶頂時代には、教皇が司法権、行政権、監督権を掌握するなど、国家と教会は緊密な関係に置かれた。そうしてジュネーブ神聖政治、クロンウエル神聖政治、ニューイングランド神聖政治を経て、ついに政教分離の大原則が、アメリカ史の中で、ロジャー・ウィリアムズによってニューイングランド神聖政治からの分離という形において実現した<sup>60)</sup>。教会と国家の分離の原則が、打ち立てられたことは、歴史的に意義深い。

ミラノ勅令による信仰の自由の内容、その下にあったキリスト者の国家に対する意識、Emperor Cult 皇帝崇拜の依然としての発展を分析する時、客観的に国の習慣と理解し得る点を除いて、特定の宗教が国家の問題に深く介入することは多くの問題を残す。政教分離の重要性を痛感する。

2) たとえ皇帝自身が現人神的な神格化に否定的意識を示しても、東方属州においても、ローマにおいても、一般民衆の皇帝崇拜意識が宗教意識として根強く、国家からドミナーツ的皇帝礼拝が強要された時、抵抗なく受容できる素地を作ってしまったことに注目したい。

昭和天皇が重体に陥ったときの自粛騒動に見られるように、何も権力におどらされて民衆が従ったのではなく、まさにみずから進んで行った“自粛”だったところに、ローマの皇帝崇拜に通ずるものを見出すのである。

3) ローマ史一千年をむかえた180年ごろは、ローマが危機に直面した時で

もあり、プリンチパーツからドミナーツスに移行する頃でもあった。危機的現実の中で、ローマに古くから伝わる神々の怒りとして捉え、「神々のはたらき」がローマに下り、その原因がキリスト教にあるとして、撲滅に精力的に手をのばした。

ローマ本来の宗教意識はローマ帝国の共同体理念と不可分な伝統的宗教であり、キリスト教はこれを脅かすものと理解されていた。すなわち、*Superstitio*「迷信」であったのである。このような共同体理念の中で、ローマ宗教は「個人の信仰に関する事柄であるよりは、国家的祭儀」として発展し、神々の怒りが国家に働かないように、「灌奠・焼香・献花」などによる祭儀をとりおこなうこと<sup>90)</sup>によって、国家に対する忠誠をあらわした。

ローマにおいて特徴的なのは、神々の中に皇帝神が同列に位置づけられたのではないことである。ローマの神々は神格化されていたが、皇帝は死後において神格化されたに過ぎない。皇帝を通して神々は「はたらく」と考えられたが、皇帝が神となったことは殆ど見られない。日本の旧憲法では、天皇はまさに神聖にして侵すことの出来ない神であった。皇祖皇宗の、そして現人神としての天皇の存在を歴史の中に経験した日本において、ローマ帝国における「皇帝」の神格化との根本的違いを深く念頭に置く必要があるだろう。

西欧においても、ローマ皇帝とキリスト教の問題は古くて新しいテーマとして、数多くの研究がなされている。しかし *Emperor Worship* と *Emperor Cult* は必ずしも厳密な意味で分類されて用いられていない。また、その必要性も切実ではない。しかし、日本のもつ特殊性を考える時、ローマ皇帝礼拝と崇拝は整理して用いる必要があると考えるのである。

## 注

- (1) 弓削 達『ローマ帝国の国家と社会』（岩波書店、1964）98.
- (2) J. R. Fears, *Princeps a Diis Electus: The Divine Election of the Emperor as a Political Concept at Rome* (Rome: American Academy, 1977) 209.
- (3) Helmut Koester, *History, Culture, and Religion of the Hellenistic Age* (Berlin: Walter De Gruyter, 1980) 369.
- (4) 弓削 達『ローマ帝国の国家と社会』（岩波書店、1964）100.
- (5) 船田享二「アウグストゥス業績録」『羅馬元首政の起源と本質』（岩波書店、1936）

12.

スエトニウス「神君アウグストウスの業績録」『ローマ皇帝伝』上、国原吉之助訳  
(岩波書店、1986) 211.

アウグストウスがローマの統治権の下に世界を服従させた業績と、彼が国家とローマ国民のために負担した経費は、ローマにある二本の青銅柱に刻銘されて居る。

(6) C. K. Barret, *The New Testament Background: Selected Documents* (New York: Harper & Row, 1989) 4.

(7) 湊 晶子「古代ローマ本来の宗教意識と初代教会が受けた迫害との相関」『福音主義神学』6 (1975) 19-23.

(8) 弓削 達『ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害』(日本基督教団出版局、1984) 268-269.

Elias Bickermann, *Consecratio. Le Culte des Souverains* 1-15. Antonie Wlosok, *Rom und Christen*. Stuttgart, 1970.

(9) Helmut Koester, *History, Culture and Religion of the Hellenistic Age* (Berlin: Walter De Gruyter, 1980) 31-36.

(10) 秀村欣二「ローマ皇帝支配の意識構造」『岩波講座 世界歴史』3 (岩波書店、1970) 52.

(11) 前掲書 53.

(12) スエトニウス『ローマ皇帝伝』上 (岩波書店、1986) 127.

(13) E. シュタウフアー『エルサレムとローマ イエスキリストの時代史』荒井献訳  
(日本基督教団出版部、1965) 48-52.

(14) J. R. Fears, *Princeps a Diis Electus: The Divine Election of the Emperor as a Political Concept at Rome* (Rome: American Academy, 1977) 215.

(15) Victor Ehrenberg and A. H. M. Jones, *Documents Illustrating the Reigns of Augustus and Tiberius* (Oxford, 1955) no. 102.

(16) E. Mary Smallwood, *Documents Illustrating of Gaius Claudius and Nero* (Cambridge, 1967) no. 370.

(17) 弓削 達『ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害』(日本基督教団出版局、1984) 281.

(18) Adolf Deissmann, *Light from the Ancient East: The New Testament Illustrated by Recent Discovered Text of the Greco-Roman World*, Trans. L. R. Strachan (New York:

Hodder and Stoughton, 1910) 350.

- (19) 弓削 達『ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害』（日本基督教団出版局，1984）305.
- (20) Adolf Deissmann, *Light from the Ancient East* (New York: Hodder and Stoughton, 1910) 152.
- (21) 湊 晶子「古代ローマ本来の宗教意識と初代教会が受けた迫害との相関」『福音主義神学』6（1975）18-39.  
「国家権力に対するキリスト者の取るべき態度に関する聖書の教えと実践」東京基督教短期大学『論集』8（1976）18-30.  
『キリスト者と国家』（聖書図書刊行会，1962）1-141.
- (22) H. ベッテンソン編『キリスト教文書資料集』（聖書図書刊行会，1976）37.  
Greek Papyri 48.
- (23) Alistair Kee, "The New Imperial Cult" *Constantine Versus Christ* (London: SCM Press.,1982) 153-165.
- (24) J. R. Fears, *Princeps a Diis Electus: The Divine Election of the Emperor as a Political Concept at Rome* (Rome: American Academy, 1977) 193.
- (25) Raffaele Pettazzoni, "State Religion in the Religious History of Italy" *Essays on the History of Religion* (Leiden: E. J. Brill, 1967) 208.
- (26) S. L. Guterman, *Religious Toleration and Persecution in Ancient Rome* (London: Aiglon, 1951) 26.
- (27) Albert Grenier, *The Roman Spirit in Religion, Thought, and Art* (New York: 1926) 365-404.
- (28) Marata Sordi, *The Christians and the Roman Empire* (Norman and London: University of Oklahoma Press.,1986) 179.
- (29) H. Koester, *History, Culture, and Religion of the Hellenistic Age* (Berlin: Walter De Gruyter, 1982) 366-371.
- (30) Edmund S. Morgan, *Roger Williams: The Church and the State* (New York: Harcourt, Brace Inc., 1967) このテーマに関しては大変参考となる資料
- (31) S. L. Guterman, *Religious Toleration and Persecution in Ancient Rome* (London: Aiglon 1951) 26.

〔古代キリスト教史 専攻〕

〔論文〕

## 『安息日規定』再考 — (1)

木内伸嘉

モーセ五書中の安息日の規定は、キリスト教徒に様々な問題を投げかけている。安息日規定と日曜日との関係、十戒の第4戒である安息日規定と主イエス・キリストの安息日における癒しとの関係、ひいては律法と福音との関係、そして安息日とメシヤ思想との関係など、旧新両約聖書にかかわる重要な問題を提示している<sup>①</sup>。それだけに、個々の関連テキストに対し厳密な解釈と考証がなされなければならないことは言うまでもない。

十戒における安息日規定そのものをとっても、問題は決して単純ではない。とりわけ、十戒の第4戒に位置するということから、その規定は十戒研究とのかかわりなしで観ることが出来ない面もある。例えば、出エジプト記側の十戒と申命記側の十戒のテキストの主要な相違点が、第4戒の安息日規定に多くみられることもあり、学者の関心が、第4戒のオリジナルな形式に、あるいは、安息日の歴史の変遷とのかかわりという観点から両テキストの成立過程に注がれてきた傾向がある<sup>②</sup>。このようなアプローチは、それ自体否定されるべきものではないが、歴史的發展という前提をもってテキストに近づくとき、そのテキストそのものが言わんとする重要なことが見落とされたり、過少評価されたり、あるいは、無視されたりすることがある。まずは、十戒の第4戒のテキストを今ある形で解釈する必要がある。というのも、安息日規定は、従来、「休息」という観点からのみ観られ、安息日を「聖別する」という側面に十分な注意が払われなかった傾向があるように思われるが<sup>③</sup>、それは、テキストに対するアプローチにも問題があると思われるからである。

以下の考察では、規定のなかの「聖別する」という側面に強調を置き、特に、今回は、出エジプト記20章8-11節に焦点をあてて考えてみることにする<sup>④</sup>。